

2021年4月26日
事務局長

新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止対策の強化について

政府が4月25日～5月11日、東京都、京都府、大阪府、兵庫県を対象に緊急事態宣言を発令したことを受け、当会事業および事務局業務について、当面（現時点では5月11日まで）、下記対応とさせていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 当会事業

- ◆ 組織運営に必要な会合については、開催の是非および開催方法について都度判断させていただきます。
- ◆ その他の主催会合は、必要性が高いものに限定し、開催する場合は、オンラインシステムの活用や会場設営の工夫等により、3密の回避を徹底いたします。
- ◆ 原則として、来客は控えていただき、役職員による訪問および出張、外部会合への参加は自粛いたします。

2. 事務局業務

- ◆ 役職員は在宅勤務を基本とさせていただきます。
- ◆ 各担当者へのメール等は遠慮なくご利用ください。

以上